

青森県「核燃料物質等取扱税」の更新

平成25年12月10日に青森県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

1. 核燃料物質等取扱税の更新の理由

青森県においては、原子力燃料サイクル施設の立地に伴う安全確保等の観点から、平成3年度に法定外普通税として核燃料物質等取扱税を創設し、安全性確保対策、民生安定対策、生業安定対策等を実施してきたところである。

現行条例による課税期間は平成26年3月31日をもって満了するが、安全性確保対策、民生安定対策、生業安定対策は今後とも引き続き実施していく必要があり、多額の財政需要が生じていることから、引き続き、核燃料物質等取扱税を実施するものである。

更新にあたっては、課税対象施設に係る財政需要額の総額を確保する観点から税率の見直しを行い、原子炉施設（下記②、③、15%相当）及び再処理施設（下記④、⑤）に係る税率は据え置き、ウラン濃縮施設（下記①）、廃棄物埋設施設（下記⑥）及び廃棄物管理施設（下記⑦）に係る税率は約2.3倍に引き上げる。

2. 核燃料物質等取扱税の概要

課税団体	青森県
税目名	核燃料物質等取扱税（法定外普通税）
課税客体	① ウランの濃縮 ② 原子炉の設置 ③ 核燃料の挿入 ④ 使用済燃料の再処理施設への受入れ ⑤ 使用済燃料の再処理施設での貯蔵 ⑥ 放射性廃棄物の埋設 ⑦ 廃棄物埋設等の最終的な処分がされるまでの間において行われる廃棄物管理
課税標準	① 濃縮に係る製品ウランの重量 ② 発電用原子炉の熱出力 ③ 核燃料の挿入に係る核燃料の価額 ④ 受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤ 使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑥ 廃棄物の埋設に係る廃棄体の容量 ⑦ 廃棄物の管理に係る廃棄物の容器の数量
納税義務者	① ウランの濃縮を行う者 ②・③ 原子炉の設置の許可を受けた者 ④・⑤ 再処理を行う者 ⑥ 廃棄物埋設を行う者 ⑦ 廃棄物管理を行う者
税率	① 44,600円/kg [改正前19,100円/kg] ② 9,000円/千kw（3ヶ月） ③ 100分の13 ④ 19,400円/kg ⑤ 1,300円/kg（当分の間 8,300円/kg） ⑥ 64,000円/m ³ [改正前27,500円/m ³] ⑦ 1,969,500円/本 [改正前845,400円/本]
徴収方法	申告納付
収入見込額	（初年度）13,777百万円（平年度）19,278百万円
非課税事項	なし
徴税費用見込額	なし
課税を行う期間	5年間（平成26年4月1日～平成31年3月31日）

担当：自治税務局企画課
 今道（23514） 高橋（23516）
 直通03-5253-5658 FAX03-5253-5659